

実務対応報告18号の見直し等、引き続き検討

ASBJ、実務対応専門委

去る11月5日、企業会計基準委員会は第66回実務対応専門委員会を開催した。

今回は主に実務対応報告18号の見直しにつき、第64回専門委員会および第296回企業会計基準委員会での議論（本誌2014年10月10日号（No.1393）情報フラッシュ参照）を踏まえ、事務局より、今回の改正範囲に含める項目と対応案が次のように示され、検討された。

とする。

② 少数株主損益の会計処理

↓国際的な会計基準との差異の解消に伴い、改正を行う。

③ 退職給付会計の取扱い

↓現行18号の当面の取扱いの②退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理は、IAS19号「従業員給付」との細かい差異について企業会計基準26号「退職給付に関する会計

基準に従った修正を求める趣旨ではない点を明確化する。

これに対して、専門委員会からは、「償却期間の変更は会計方針の変更になるのではないかなど償却期間に関する意見や疑問が複数聞かれた。

*

なお、今回は前回までに議論が進んでいた「退職給付会計における複数事業主制度の注記の見直し」の公開草案の文案も議論された。今後は、企業会計基準委員会が公表に向けての審議がされる予定。

会計

先端設備等投資支援スキームにおける契約変更時の借手の会計処理、公開草案公表へ

ASBJ

去る11月6日、企業会計基準委員会は第299回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

リース

実務対応報告31号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い」13項で、別途定めることとしている「契約変更時の借手の会計上の取扱い」について、こ

れまでの議論を踏まえた公開草案の文案が事務局から提示され、審議が行われた。

論点となっていた「ファイナンス・リース取引かオペレーティング・リース取引かの再判定において現在価値基準を適用する場合の現在価値の算定に用いる割引率」については、「契約変更後の条件に基づいて当初のリース取引開始日における貸手の計算利率を知り得る場合」

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
12月10日(水)まで	① 源泉徴収所得税・特別徴収住民税の納付(11月分)	① 源泉徴収所得税は所得税および復興特別所得税の源泉徴収税額表による。
本年最後の給与支給日の前日まで	② 給与所得の年末調整	② 受給者から保険料控除・住宅取得控除等の申告書の提出を受け、給与の支払者を經由して給与所得者の所轄税務署長に提出する。
平成27年1月5日(月)まで	③ 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成26年10月期) 法人税、復興特別法人税、法人事業税、法人事業所税、法人住民税、消費税 ④ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長(平成26年9月期) 2カ月延長(平成26年8月期) ⑤ 消費税確定申告(1カ月ごと)(平成26年10月期) ⑥ 消費税確定申告(3カ月ごと)(1、4、7、10月期) ⑦ 法人の中間申告納付(4月期) 法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人住民税 ⑧ 消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超(1カ月ごと)10月期を除く。 直前期年税額400万円超(3カ月ごと)1、4、7月期	③～⑦ 法人の事業年度(課税期間)終了日は各月末日とする。 ④ 申告期限延長法人の納付延長期間には利子税が賦課されるので、事業年度終了後2カ月以内である法定期限内に法人税額の見込納付を行う(通則法64①)。 ⑤～⑥ 消費税の課税期間特例選択届出書の変更は、当該変更後の課税期間の開始日の前日までが変更届出書の提出期限である。 ⑦ 法人の中間申告納付は、直前期年税額の半分以上が法人税10万円超、消費税額24万円超の場合である。
12月中の市町村条例で定める日まで	⑨ 固定資産税(都市計画税)の第3期分納付	

は当該利率、「知り得ない場合」は「契約変更後の条件に基づいて当初のリース取引開始日における借手の追加借入に適用されていたであろうと合理的に見積られる利率」とすることとされた。これは、「貸手の計算利率を知り得る場合には利用してもよいのでは」という意見に対応したもの。

委員からは特段の反対意見は聞かれず、次回の委員会(11月18日)において公開草案の公表議決が行われる予定。

実務対応報告18号の見直し

第66回実務対応専門委員会(本欄参照)での議論も踏まえ、審議が行われた。

会計

会計制度委員会報告等の見直し、相次いで公表——JICPA

日本公認会計士協会は、現在適用されている一連の会計制度委員会報告等に関する字句修正等の所要の見直しの一環として、次の実務指針等の改正を公表した(①は11月7日に、②・③は11月12日に公表。改正はいずれも11月4日付け)。

- ① 会計制度委員会報告15号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」および

「適用初年度の期首に存在するのれんの償却期間の取扱い」に関して、「在外子会社が償却処理を選択したことを契機として、連結財務諸表におけるのれんの償却期間を見直すことが合理的であると判断される場合は、会計上の見積りの変更として取り扱う」ことが、事務局から提案されている。この点、「大きな差異を除いて在外子会社の米国基準・IFRSの処理を受け入れるという18号の趣旨から考えると、『合理的な場合』ではなく『不合理でない限り』ではない」と、子会社における償却期間を受け入れることでよいとする意見が聞かれた。

- ② 「金融商品会計に関するQ&A」
- ③ 会計制度委員会報告4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」

①の実務指針では、平成13年3月31日までに行われた不動産の流動化取引に関する経過措

お寿司屋さんの寿司ネタの値段表に、「時価」と示されているのをみかけたことがあると思う。この「時価」の意味は、価格が大きく変動するため、定額で示して損をするリスクを回避することにあると思われる。つまり、「時価」という用語は、物の値段(価格)は変動すること(価格変動リスク)を示している。会計の世界でもこの「時価」の用語は使用される。たとえば、旧商法での「時価以下主義」や連結会計における全部時価・部分時価である。また、近年は、「時価」と同様な意味で「公正価値(fair value)」の用語が使用され、米国では1990年代から「mark to market」という用語も使用されている。「mark to market」は直訳では、「市場に印を付けに行く」だが、「時価評価」と一般的には訳されている。

損損失を計上するとしている(日本基準も同様に減損損失を計上する)。減損損失は資産の現在の価値を基礎にして計算するが、この現在の価値が「時価」であり、「公正価値」である。

問題は、この「公正価値」の計算が単純ではないことにある。上場株式を保有する場合の「公正価値」は、株式市場で公表される価格があるので誰もが理解できるが、有形固定資産や貸付金や売掛金などのその他の資産



の「公正価値」はそう簡単にはいかない。資産が生み出す将来のキャッシュ・フローを基礎に「公正価値」を計算するDCF法などの方法によらなければならず、それらの方法では多くの見積りを含むことになる。見積りを含むということは客観性が担保されないということである。

公正価値の使用には多くの誤解や批判がある。しかし、「IFRSは時価主義であり、すべての資産・負債を時価評価する会

計である」というのは明らかな誤解である。また、金融危機では、銀行が債権に対して公正価値を使用して多額の減損損失を計上すると「取り付け騒ぎ」の誘発につながるため、減損損失の計上の要求は望ましくないと、「公正価値会計悪玉論」が展開されたことは記憶に新しい。ただし、前記に示したように、公正価値には客観性がないものがあることは事実であるが、問題は「取得原価のまま減損しないこと」と「客観性は完全に担保されない公正価値を使用して減損損失を計上すること」のいずれがより望ましいかということに帰着すると筆者は思っている。

批判への対応として、IFRSでは、客観性がない公正価値の基礎情報(IFRS・米国基準ではインプットと呼んでいる)に関しては、客観性のないインプットの金額や増減、公正価値の計算方法などのかかなり詳細な開示を要求している。今後も、公正価値を使用する現在の会計が以前の取得原価主義に逆行することは考えられず、財務諸表の利用者は、公正価値の限界を認識することにも、この開示を利用して「公正価値」を上手に利用してもらいたいと節に願う次第である。

長谷川 茂男(中央大学専門職大学院特任教授)

置規定が削除されるとともに、不動産の流動化取引の更新（リファイナンス）時の適用および会計処理が明確化された。また、この改正に合わせて、監査・保証実務委員会実務指針90号「特別目的会社を利用した取引に関する監査上の留意点についてのQ & A」も改正されている。

②では、Q16において、持分法の適用対象となっている子会社・関連会社が親会社株式等を保有する場合について、親会社

等の持分相当額を自己株式として純資産の部の株主資本から控除し、投資勘定を同額減額することが明示された。

③では、設例4（複数の外貨建金銭債権債務等と為替予約等との対応）における「売掛金への為替予約の振当」の計算の明確化などが行われた。

なお、①は平成27年4月1日以後開始する事業年度から適用とされ、②・③は平成26年11月4日から適用とされている。

国際会計

デリバティブとヘッジに関するASU、公表—FASB

去る11月3日、FASBは、会計基準アップデート（ASU）2014—16「デリバティブとヘッジ（トピック815）」株式の形式で発行されたハイブリッド金融商品のなかのホスト契約が負債と資本のどちらにより似ているかの決定を公表した。

株式の形式で発行されたハイブリッド金融商品のなかのデリバティブが組み込まれている場合、「ホスト契約の性質が負債と資本のどちらに似ている（skin）のか」と「組み込みデリバティブの経済的特徴（characteristic）」とリスクがホスト契約の経済的特徴とリスクに明らかに（clearly）密接（closely）関連

しているかどうか」についての評価が要求される。ホスト契約が資本に似ている場合、組み込みデリバティブの特徴たとえば、転換オプション）は、ホスト契約の経済的特徴とリスクに明らかに密接に関連しており、区分処理されない。

株式の形式で発行されたハイブリッド金融商品のなかのホスト契約の性質が負債と資本のどちらに似ているかの評価において、企業（発行者と投資者）により現在使用されている方法はおおむね2つである。1つの方法は、組み込みデリバティブの特色（feature）を含むハイブリッド金融商品のすべての条件と特

色を考慮し、他の方法は、組み込みデリバティブの特色を除くハイブリッド金融商品のすべての条件と特色を考慮する。異なった方法を使用することは、経済的には類似のハイブリッド金融商品について異なった会計処理を生じることもある。このASUの目的は、実務での2つの異なった方法の使用をなくし、実務上の多様性を排除することにある。

このASUは、現行のハイブリッド金融商品のなかの組み込みデリバティブの区分に要求される「経済的特徴とリスクの規準」を変更していない。

ASUは、株式の形式で発行されたハイブリッド金融商品について、企業（発行者と投資者）は、組み込みデリバティブの特色を含むハイブリッド金融商品のすべての規定されたまたは暗示された実質的な（substantive）条件と特色を考慮し、関連する事実と状況を基礎に各条件と特色をウェイト付けすることで、ホスト契約の性質を決定することを明確にしている。関連する条件と特色の実質性の評価では、以下を考慮する。

(1) 条件と特色そのものの特徴（たとえば、条件付きが無条件か、イン・ザ・マネーかアウト・オブ・マネーか）

経理用語の豆知識



先端設備等投資支援スキームの会計処理

「リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業事務取扱要領」におけるリース契約に基づくリース取引について、基金設置法人とリース事業者（貸手）により締結された先端設備等導入支援契約に基づくものに係る借手の会計処理および開示について実務対応報告で示されている。

当該スキームがファイナンス・リース取引に該当するかどうかについて、再リースに係るリース期間またはリース料を解約不能のリース期間またはリース料総額に含めるかどうかについては、他のリース取引と同様にリース適用指針に定められている要件に基づいて判定すべきであるとされている。

変動リース料（リース対象物件の稼働量により変動するリース料）については、リース取引開始日における借手による合理的な見積額により、リース会計基準およびリース適用指針に定めるリース料総額に含めて取り扱うこととされている。

(2)

ハイブリッド金融商品が発行または取得された状況（たとえば、発行者の資本が十分か、不足しているか）

(3) ハイブリッド金融商品の潜在的な結果（たとえば、商品の決済方法および潜在的な結果の可能性）

れ、早期適用は認められる。

なお、IFRSのIAS39号「金融商品：認識及び測定」では、組み込みデリバティブの経済的特徴とリスクがホスト契約の経済的特徴とリスクに明らかに密接に関連していないことが、組み込みデリバティブの区分処理の1つの条件であることは米国基準と同じであるが、株式の形式で発行されたハイブリッド金融商品のなかのホスト契約の性質が負債と資本のどちらに似ているのかについてのガイダンスはない。

ASUは、公開事業企業に修正週及アップロード（適用初年度の期首の利益剰余金の修正として累積的影響額を認識する）により（ただし、週及適用も認められる）、2015年12月16日以降に開始する年度から適用さ

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2014年 11月10日	会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備に関する政令(案)	金融庁	会社法等の改正に伴い、金融庁関係政令を整備するもの。コメント期日は、2014年12月10日。 http://www.fsa.go.jp/news/26/20141110-1.html	—
2014年 11月10日	営業秘密管理指針改訂案	経済産業省	「知的財産推進計画2014」等を受けて、改訂するもの。コメント期日は、2014年12月10日。 http://www.meti.go.jp/feedback/index.html	—

悪性インフレのリスクを高める「量的・質的金融緩和」

金融

日本銀行は、10月31日の金融政策決定会合で「量的・質的金融緩和」の拡大を決定した。マネタリーベースの10〜20兆円拡大、長期国債買入額の30兆円拡大と平均残存年限長期化、ETF、J-REITの買入額を3倍に増額するものである。

今回の決定会合の声明文では、判断理由としてこのところみられる原油価格の下落が短期的に物価下押し圧力となり、デフレマインド転換の遅延につながるリスクを未然に防ぐため、としている。声明文ではこれが唯一の理由だ。1つの商品価格の短期的な上げ下げにまで、日本の金融政策が左右されるようになったのも前代未聞で驚きだが、黒田総裁の目的が目先の2%インフレ率の達成以外に何も考えていないような印象がある。米連邦準備制度理事会のようないなデューアル(インフレ率とマクロでみた雇用状況の改善)マデットといったバランスの取れた目標があるならまだよいが、インフレ率だけにこだわって雇用市場や賃金もいずれば改善するはず、といった無責任な考え方を、いつまで続けられる

のだろうか。そもそもそれ以前

の問題として、実体経済が改善する結果としてインフレ率が上昇し雇用市場も改善、労働者の賃金も上昇するのが順序なのに、経済の道理に合わないその逆を実現しようとしているところに無理がある。

これは、安倍政権全体の政策としていえる点だ。円安のメリットがいずれデメリットを

黒田バズーカ・ショックの行方

証券

10月末という思いがけないタイミングで、黒田日銀のバズーカ砲2弾が炸裂した。金融の量的緩和をさらに強力に推進するために、長期国債、上場投資信託、J-REITなどを買いくるというのだ。

黒田総裁は、2年で2%というインフレ目標の達成が不透明になってきていることを緩和推進の理由に挙げた。今はデフレ脱却の正念場にある、という認識を示した。量的緩和はさらに円安を促進し、物価を引き上げる。目標達成には一番手っ取り早い。

克服する、株高、不動産価格高によるいわゆる資産効果が持続的な景気拡大につながる、と考えているようだが、円安のメリットも資産効果も現状ではデメリットを補って余るほど効果は大きくない。4月の消費税率引上げの個人消費の落ち込みから政府・日銀が想定した回復が実現していない事実が証明している。むしろ不動産価格・株価の上昇を伴って諸物価が上昇しても、景気はそれほど改善傾向がみられないままに、コストプッシュ型の悪性インフレのリスクが高まっていると考えるべきだろう。

証 券

しかし、これまでの円安で輸入物価が上昇し、原材料高に苦しむ中小企業の苦境、輸入商品の値上がりに対する消費者の不満などが相当浸透してきている。円安は一部の輸出大企業を潤すだけで、ますます格差拡大を深刻にするのではないかと、という声も高まっている。

そこへ、黒田総裁はドカンと円安材料をブチ上げたのである。苦渋の決断であつたろう。しかし、今回の決断に対する評価は今後の経過をみなければまだ下せない。

安は買いという単純な反応で、あつという間に日経平均は1万7,000円台を回復した。2日間で9%強の上昇である。

株式市場全体で見ると、円安が輸出産業にもたらすプラス効果は内需産業が受ける円安ダメージを上回るという形で、株価を押し上げて当然ではあるが、株価が上がるペースが早過ぎた。投資尺度からみると、すでに日本株価の割安感は薄れてきている。9月中間決算の実績に、さらに収益上積み求められよう。

株価上昇は、消費税率再引上げの決断を迫られている安倍内閣への応援歌となった。ところが、政治の世界では「一寸先は闇」という政治格言を地味にいく動きが起きてきた。安倍首相は報道によると、再引上げを先送りして、衆議院解散、総選挙に打って出るというのである。追い込まれるよりも、先手を打って状況を打開しようという作戦なのか。そうであれば、なにやら小泉内閣時の郵政改革解散を連想させる話である。このとき、小泉首相は国会で否決された郵政改革の是非を国民に問い、大勝利を得た後に自分の政策を可決させた。安倍首相がこれを再現できるかどうか、現状ではまったく予想できない。